

つくばみらい市訓令第 15 号

つくばみらい市職員の「子連れ出勤」実施要領を次のように定める。

令和5年12月5日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市職員の「子連れ出勤」実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の多様な働き方の一つとして、緊急一時的に子どもを帯同して行う勤務（以下「子連れ出勤」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって「職員の子育て支援及び多様な働き方」を推進し、職員の働きやすい職場環境の充実を図るものとする。

(対象職員)

第2条 子連れ出勤の利用対象となる職員は、市役所伊奈庁舎、谷和原庁舎、教育委員会棟、保健福祉センター、みらい平市民センターに勤務する一般職の職員及び会計年度任用職員（以下「対象職員」という。）とする。ただし、その他の施設に勤務する職員で、子連れ出勤を利用する場合には、所属長及び総務課長にて協議のうえ、対象職員とすることができる。

(帶同対象)

第3条 帯同の対象となる子どもは、0歳児から小学校6年生までの対象職員の子及び孫とする。

(帶同場所)

第4条 帯同を認める場所は、対象職員が勤務する課等の事務室又は各施設にある会議室とする。

(帶同要件)

第5条 子連れ出勤は、対象職員及び子どもが体調不良でない場合であつて、次に掲げる代表的な事例により緊急一時的な措置として、子どもを職場に帯同することが最良であると対象職員及び所属長が判断した場合に、必要最低限の時間で利用するものとする。

(1) 保育園、幼稚園、児童クラブ及びその他の託児施設の一時的な閉鎖（感染症等に起因する学校（学級）閉鎖を除く。）並びに振替休園等

(2) 普段の保育者である配偶者や祖父母等の用事のため、一時的に保育者が不在となる場合

(利用手続)

第6条 子連れ出勤の実施手続は、次のとおりとする。

(1) 子連れ出勤の利用を希望する対象職員（以下「利用職員」という。）は、事前に所属長に対して申請を行い、承認を得ることとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

(2) 所属長は、第5条に定める帯同要件及び職場の状況を踏まえ、子連れ出勤の可否を判断し、承認又は不承認を決定するものとする。

(利用にあたる禁止事項)

第7条 次の事項を利用にあたる禁止事項とし、職員はこれを遵守しなければならない。

(1) 子どもを出張や現場（現に作業等を行う場所をいう。）に帯同させること。

(2) 子どもを他の職員に一定時間以上継続して見守り等をさせること。

(3) 利用職員及び一時的に子どもの見守り等を行う職員が職務に専念できない状態で利用すること。

(4) 業務に支障をきたす状態で利用すること（個人情報及び公文書取扱いの観点を含む。）。

(服務等)

第8条 子連れ出勤に係る服務等については次のとおりとする。

(1) 服務

利用職員は、子どもの事故防止に留意し、その責任を負うものであること。

(2) 職務専念義務

ア 利用職員又は所属長が、職務に専念する義務に抵触もしくは抵触する恐れがあると判断した場合には、速やかに年次有給休暇に切り替えるものとする。

イ アに定める措置を執るまでには至らないもので、利用職員又は他の職員が子どもに費やす必要最低限の時間については、第1条の趣旨に資するものとして、つくばみらい市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第3号に規定するその他市長が認める場合とする。

ウ イに定める時間については、半日において、おおよそ通算30分以内を目安とし、30分を超えた場合には、時間単位年休を取得するものとする。

(3) 来庁者への周知

所属長は、利用職員がいる場合に来庁者へ周知すること。

(4) 時間外勤務

所属長は利用職員に対して、時間外勤務を命令しないこと。

(子連れ出勤の取消し)

第9条 子連れ出勤の取消しは、次のとおりとする。

(1) 利用職員は、子連れ出勤を取り止め、年次有給休暇に切り替えようとする場合は、速やかに所属長に申請し承認を得るものとする。

(2) 所属長は、公務に著しい支障が生じた場合のほか、利用職員の服務管理、業務の遂行状況、個人情報の保護状況等や子どもの状態から子連れ出勤の継続が適当でないと認めるときは、子連れ出勤の承認を取り消すことができる。この場合において、所属長は、利用職員に対し、速やかに通知するものとする。

(環境整備)

第10条 利用職員は、子どもが職場で過ごすための必要なものを持参することを始め、良好な育児環境の確保と業務の円滑な遂行に努めるとともに、自身及び子どもの安全衛生管理については、自己の責任をもって当たらなければならない。

2 所属長は、安全衛生管理上の必要な措置を執るものとする。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、子連れ出勤の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。